

平成 22 年度 基本施策

本年度は、改正建築士法の全面施行を踏まえ、一級建築士の登録・閲覧等事務を担う「中央指定登録機関」として、47 建築士会協力のもと、その遂行及び建築士に対する研修の実施に万全を期すことを基本方針とする。

その上で、建築士の資質向上・業務改善及び公益法人改革へ向け、より公益性の高い資格者団体として、品格ある幅広い社会活動を展開するため、次の重点施策を掲げ、諸事業を実施するものとする。

〔重点施策〕

1. 建築士の資質の維持・向上及び自律的監督の推進
2. 建築士の業務環境の改善に資する活動
3. 中央指定登録機関としての建築士の登録・閲覧等事務の円滑な運用
4. 継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度のオープン化と社会的活用の推進
5. 地域実践活動の推進
6. 広報活動の積極的展開

平成 22 年度 事業計画

〔事業内容〕

1. 自律的監督体制の整備に係わる事業
 - (1) 公益社団法人移行への対応
 - (2) 当然加入の法制化に向けた対応
 - (3) 定期講習の再構築に向けた対応
 - 4) 一般市民等社会への P R
 - 5) 行政及び他団体との協議、調整の推進
- (4) 建築士を目指す人への支援
 - ・大学院生インターンシップへの協力
 - ・高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施
2. 建築士関連制度等に係わる事業
 - (1) 建築基準法等関連法令への対応
 - 1) 建築基準法等改正への対応
 - 2) 建築士法、建築基本法等関係法令の提言
 - (2) 建築士の登録・閲覧事務
 - 1) 一級建築士、構造・設備設計一級建築士の登録・閲覧等事務の適正、円滑な実施
 - 2) 登録等に係わる対外広報活動
 - 3) 建築士会の都道府県指定登録機関への支援等
 - (3) 建築士業務環境の改善
 - 1) 設計・工事監理業務の適正化
 - ・設計・工事監理に係る標準業務の策定
 - ・業務報酬基準・工事監理ガイドラインの周知徹底等
 - 2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の普及・促進
 - 3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の普及・促進
 - (5) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
 - 1) 国際交流への対応
 - 2) 韓国・中国建築士資格者団体との協議会開催
 - 3) A P E C エンジニア・アーキテクトへの対応
 - 4) 建築設計監理業務等ハンドブックの検討
3. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業
 - (1) 建築士に対する講習・研修の実施
 - 1) 定期講習会、研修会等の開催・支援
 - 2) 会員作品展（連合会賞）の実施
 - 3) 建築関係図書の発行
 - 4) 建築士の人材育成
 - (2) 継続能力開発制度の普及・推進
 - 1) 継続能力開発の推進
 - 2) 新たな CPD データ管理の合理化
 - 3) 行政機関での積極的活用へ向けた運動
 - 4) 継続能力開発制度オープン化への実施
 - 5) 行政及び他団体との協力体制の確立
 - 6) 行政及び一般市民等社会への P R
 - (3) 専攻建築士制度の普及・推進
 - 1) 専攻建築士登録更新の推進
 - 2) 専攻建築士制度オープン化の実施
 - 3) 建築士会への支援、連絡、調整
4. 会員の指導、連絡、組織の強化に係わる事業
 - (1) 会員の指導、連絡、組織の強化
 - 1) 月刊「建築士」の発行
 - 2) 建築士業務責任の明確化と対応
 - 3) 倫理規定等の見直し
 - 4) ブロック会への助成
 - 5) 委員会組織等の再編・強化
 - (2) 第 53 回建築士会全国大会(佐賀大会)の開催
 - (3) 対内・対外の広報・情報化への対応
 - 1) ホームページ等活用の推進
 - 2) web 会議の実施
 - (4) 建築士会会員の増強運動の推進
 - 1) 建築士会会員の増強運動及び建築士会への支援
 - 2) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進
5. 地域実践活動に係わる事業
 - (1) 社会的活動の推進
 - 1) 建築士の日(7月1日)事業実施への支援
 - 2) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力
 - 3) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力
 - 4) 建築士会の景観整備機構設置への支援
 - (2) 地域貢献活動の推進
 - ・まちづくり活動の推進
 - ・青年建築士活動の推進
 - ・女性建築士活動の推進
 - ・地域貢献活動センターへの支援
6. その他の事業
 - (1) 建築行政への協力
 - 「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力
 - (2) (財)建築技術教育普及センターへの協力
 - 1) 建築士試験等実施への協力
 - 2) 建築士定期講習実施への協力
 - (3) 福利厚生
 - 保険制度等の加入促進
 - (4) 関係団体との連携協力及び共同活動
 - 住宅瑕疵担保履行法による指定保険法人との連携
 - (5) UIA2011 東京大会への対応